

株式会社玉川温泉等に対する再生支援の完了について

2021年7月29日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2016年10月7日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、再生支援対象事業者の事業再生を進めてまいりましたが、その再生に一定の目処が立ったことから、2021年6月30日に、機構が保有する下記の再生支援対象事業者の全ての株式（取得請求権付種類株式）の取得請求権を行使し、全ての債権の弁済を受領し、また、再生支援対象事業者に対する専門家派遣を終了しております。

今般、新体制への業務引継ぎ等が終了し、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係る全ての再生支援を完了しましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社玉川温泉

関直右衛門合資会社

注：関直右衛門合資会社は、再生支援決定後、定款変更を経て関直右衛門合名会社となっております。

2. 機構が行った支援の概要

本件において機構は、①関係金融機関等調整（債権買取等を含む。）、②株主と再生支援対象事業者間の調整、③出資、及び④経営人材等の派遣を行うことで、再生支援対象事業者の支援を行いました。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再建に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上